

夕張市告示第 44 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 3 月 25 日

夕張市長 厚 谷 司

1. 入札に関する事項

- (1) 契約の目的及び契約名称
令和 8 年度エレベーター保守点検業務
- (2) 契約の目的の仕様等
仕様書による
- (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
※契約期間について、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所
夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所本庁舎

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 市が行う一般競争入札の参加者の資格を有し、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第 3 条に規定する別表 1 の措置要件に該当しない者であること。
- (5) 過去 2 年間に於いて種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらすべてを誠実に履行していること。
- (6) 北海道内に本店・支店・営業所又は事業所を有すること。
- (7) 昇降機検査資格者を業務に従事させることができる者であること。

3. 条件付一般競争入札参加者の審査

(1) この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエまでに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 令和 8 年 3 月 25 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで（ただし土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）により定められた祝日を除く。）
- イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。
- ① 条件付一般競争入札参加申請書
 - ② 類似業務実績調書
 - ③ ②に記入した、内容及び規模をほぼ同じくする契約に関する契約書の写し又は業務実績証明書
- ウ 申請書類の提出先 夕張市役所総務企画課総務係
- エ 申請書類の提出方法 持参又は郵送
ただし、郵送の場合は上記アの期間内必着とする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4. 契約条項を示す場所

夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所総務企画課総務係

5. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所第 1 会議室
- (2) 入札日時 令和 8 年 4 月 1 日（水） 午前 11 時 30 分
- (3) 開札場所 (1) と同じ。
- (4) 開札日時 (2) と同じ。

6. 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積もる契約金額を乗じた額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を入札を行う前までに提供すること。
- (2) 入札保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第 167 条の 7 及び夕張市契約規則（昭和 39 年規則第 9 号、以下「規則」という。）第 6 条及び第 7 条の定めるところによる。

7. 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他市長が確実と認める担保を提供すること。
- (2) 契約保証金の納付、免除、納付方法等は、政令第167条の16及び規則第25条の定めるところによる。

8. 送付による入札の可否

郵送による入札を認める。

ただし、次の事項に該当する場合は失格又は入札辞退として取り扱う。

- (1) 入札書が内封筒に入れられず、郵送用封筒のみの場合
- (2) 入札書を入れた内封筒が封かんされていない場合
- (3) 内封筒に業務名又は入札者名が無い場合
- (4) 入札日時を超過した場合

なお、封筒には「令和8年度エレベーター保守点検業務」と朱書きし、書留郵便及び配達証明で入札書を提出すること。

9. 契約書作成の要否 要

10. 入札等について

- (1) 最低制限価格
この入札は、政令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定していない。
- (2) 予定価格の公表 予定価格の公表はしない。
- (3) 無効入札
開札において、2に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額が規則第9条の規定により定めたそれぞれの予定価格の範囲内で最低の者（有効な入札に限る。）を落札者とする。
- (5) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1厘未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市総務企画課総務係

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

(7) 前金払 前金払いはしない。

(8) 部分払 部分払いはしない。

(9) 入札の執行

①代表者が入札に参加できない場合は、入札参加代理人を指名し、委任状（様式任意、要押印）を作成持参のうえ代理人が入札に参加する。

②複数の者が同額の落札価格であった場合は、クジによりその中の1社を落札人とする。

③初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札結果の公表 入札結果は公表する。